

平成27年5月18日

平成27年(ネ)第1268号 損害賠償等本訴、同反訴請求事件  
控訴人(第一審本訴被告、反訴原告) 吉田 益夫  
被控訴人(第一審本訴原告、反訴被告) 豊田 泰文

大阪高等裁判所第七民事部S2係 御中

### 控 訴 理 由 書

控訴人 吉田 益



控訴人(以下「第一審本訴被告」といい、被控訴人を「第一審本訴原告」という)の控訴理由は、以下のとおりである。

#### 第1. はじめに

第一審本訴被告は、和歌山県を中心とした主に政治、経済、行政の情報のインターネットでのポータルサイトである和ネットを管理・主催する電気通信事業者であり、和ネットの報道部門である和ネットニュースに参画し、和ネットニュースの管理も行っている。

本件は、和歌山県岩出市に本社のある不動産斡旋業の有限会社銀徳とその従業員の[REDACTED]氏との給料の受払におけるトラブルに関連する。第一審本訴被告は、有限会社銀徳の顧問弁護士であるが、有限会社銀徳と[REDACTED]氏との件については、第一審本訴被告は第三者であり無関係である。

[REDACTED]氏(以下「[REDACTED]氏」)は、有限会社銀徳の対応に立腹し、自分のブログや、第一審本訴被告の管理する電子掲示板である「和ネット」や他の電子掲示板で、怒りをぶちまけていた。

それを知った有限会社銀徳の代表取締役の吉村公俊氏は、第一審本訴原告に相談し、第一審本訴原告は、平成26年2月10日付内容証明郵便による通知書(乙第3号証)で、■氏に対してその怒りの投稿を有限会社銀徳及び、代表取締役吉村公俊に対する名誉毀損として、削除を要求した。■氏はその要求を無視して投稿をし続けた。(和ネット掲示板では、平成26年2月6日以降の■氏の投稿はない。)(乙第41号証)

他方、平成26年2月12日、有限会社銀徳の代表取締役の吉村公俊氏より、第一審本訴被告に電話があり、■氏の件で、裁判所から第一審本訴被告に通知が行く」との連絡があった。それで、第一審本訴被告は、■氏に事情聴取を行い、有限会社銀徳と■氏との給料の受払に対する■氏の主張を聴取した。そのとき、■氏に対する、被第一審本訴被告の平成26年2月10日付内容証明郵便による通知書(乙第3号証)の存在を知り、その通知書の写しも■氏より入手した。

■氏の主張は、「花田健吉和歌山県議会議員に有限会社銀徳を紹介してもらい、有限会社銀徳とは和歌山公共職業安定所を通して身障者雇用助成金の補助を受けることを条件に、有限会社銀徳に雇用されたのに、有限会社銀徳は、国からの助成金を含むその給与を私(■氏)に対する貸付金扱いにしようとしたのは、非常に悪質だ。だから、通知書による投稿削除の要求には応じられない」ということであつた。(乙第19号証)

それから、第一審本訴被告に対しても、第一審本訴原告から、平成26年2月19日付内容証明郵便により「有限会社銀徳の吉村公俊って何者？」というスレッド(投稿の集まり)の削除要求の通知書(乙第1号証)が送られて来たが、その時点で、処置を誤れば、■氏が、強い私怨を持つのは確実であつたため、司法の判断を必要とする判断に至っていた。また、その時点で■氏から司法の判断に従うとの言質をとっていた。

しかし、「有限会社銀徳の吉村公俊って何者？」というスレッドの投稿者は、■氏以外にも多数存在しており、平成26年2月19日付内容証明郵便による通知書には、「和歌山地方検察庁に告

訴状を提出済み」とあり、公開を一時ためらったが、和ネット掲示板は、投稿者はパスワードを登録しないと投稿できないが、そのパスワードを使って、投稿者が自分の判断で投稿の削除(消去)、編集ができるため、削除の判断を投稿者にさせるために、通知書の公開を行った。しかし、投稿者が投稿を削除すれば、発信者情報は消失する。

その公開によって、23投稿のうち11投稿が投稿者によって、自主削除され、その中には証拠隠滅を疑われるものもあった。(乙第4号証)

そのため、これ以上、捜査機関の捜査権の侵害を行うわけにはいかないので、懲戒請求を平成26年2月28日に和歌山弁護士会に出したのである。(乙第2号証) 他方、早期の問題解決のため、司法判断の督促を促す事由も付け加えた。これに対して、第一審本訴原告は、この懲戒請求の公開と内容を不服として、平成26年4月14日に和歌山地方検察庁に第一審本诉被告を刑事告訴を行い、平成26年4月24日に本訴を和歌山地方裁判所に提起したのである。

「有限会社銀徳の吉村公俊って何者？」というスレッドに関しては、有限会社銀徳及び代表取締役吉村公俊氏を債権者とし、第一審本訴原告が、代理人として平成26年5月13日に発信者情報開示とスレッド削除の仮処分申立(乙第6号証)を第一審本诉被告に対して和歌山地方裁判所に提起し、平成26年6月24日仮処分決定が下り、第一審本诉被告は平成26年7月7日に仮処分決定にしたがって処置を行った。(乙第42号証)

そして、平成26年7月25日には、その仮処分に対する本訴である発信者情報開示等請求事件を有限会社銀徳及び代表取締役吉村公俊氏を原告とし、第一審本訴原告が、代理人として和歌山地方裁判所に提起を行った。第一審本诉被告は、■■■■氏から、2通の陳述書を取った。(乙第19号証、乙第44号証)

この裁判の第一審本诉被告は答弁書で■■■■氏の主張を反映したが、判決で■■■■氏の主張は退けられた。

また、有限会社銀徳及び代表取締役吉村公俊氏は、和歌山県警岩出署に日付不明だが、■■■■

氏の刑事告訴を行い、平成26年11月下旬に■■■■氏は、侮辱罪で科料に処せられた。(乙第7号証)

そのため、有限会社銀徳及び代表取締役吉村公俊氏とその従業員であった■■■■氏との間の争いは、終結している。また、平成26年2月19日付内容証明郵便による通知書による、第一審本訴原告の要求での第一審本诉被告の処置も完了している。(乙第43号証)

つまり本件については、有限会社銀徳と■■■■氏との争いとは、関係があっても別件の話である。

あくまでも、平成26年2月19日付内容証明郵便による通知書の「和歌山地方検察庁に告訴状を提出済み」という記述が発端である。

## 第2 第一審被告の主張

### 1. 争点1(本件懲戒請求が不法行為に該当するか)について

(1)懲戒事由1－弁護士職務基本規定第1章の基本倫理違反について(法令違背・審理不尽・事実誤認)

第一審本诉被告は、該当スレッドの削除を第一審本訴原告が求めることだけなら懲戒請求を出して問題にすることはなかった。

問題にしているのは、「和歌山地方検察庁に告訴状を提出済み」という記載の上で、該当スレッドの削除を法的措置をちらつかせて要求してきたことである。

特定電気通信役務提供者の損害賠償の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)第三条の「送信を防止する措置」には、発信者情報の削除を求めていると解されないが、発信者情報の保管を求めているとも解されない。

つまり、発信者情報が、「送信を防止する措置」を行ったと同時に消失したとしても、民事上の責任はない。

サーバー内のデータを削除すれば、第一審本訴被告は、基本的には、当事者ではなく、第三者であるので、それ以降の消失データに関しては、無関係となる。そのため、あらかじめ、データが消失する場合は、そのデータが後々、なんらかの形で必要なら、口約束でも、必要データを第一審本訴被告に保管してもらう契約を結ぶ必要がある。契約を結べば、データ保管は義務となる。しかし、正当な契約がないため、第三者の自発的なデータ保管は、正当なものではない。しかるに、「本件スレッドを削除するとIPアドレス等が消失するのであれば、削除する前にIPアドレス等を別途保管しておけばいいのだから」という判断があるが、驚くべき判断である。これは、義務なきことを強制しており、刑法223条に抵触しかねない判断である。これは、裁判所が出すべき判断ではない。(乙第45号証)

第一審本訴被告は、第一審本訴原告からの平成26年2月19日付の内容証明による通知書(以下平成26年2月19日付通知書)を受け取った後、和ネット上で公開して、投稿者に判断を委ねた。すると、「和歌山地方検察庁に告訴状を提出済み」という記述に触発され、投稿者がスレッド内の投稿を自主削除し始めて、23投稿中、11投稿が投稿者の自主削除となり、その中に、捜査機関の捜査権侵害(証拠隠滅)の可能性がある投稿も含まれていた。

この11投稿についての、発信者情報は消失している。(乙第4号証)

そのため、これ以上、捜査機関の捜査権を侵害したくないので、懲戒請求を出したのである。

和ネットの掲示板は、投稿者がパスワードを登録しないと投稿できない。パスワードを登録すると投稿者はそのパスワードを使って投稿を編集・削除(消去)することができる。つまり、投稿者は、公衆送信権を持つことになる。

投稿については、投稿者の責任で投稿を行っているので、直接の当事者は、投稿者である。管理者は投稿を行っていないければ、第三者である。当然、投稿の削除(消去)の判断は、投稿者がすべきもので、管理者は投稿者の判断を優先する。投稿者が投稿の削除を行えば、スレッドトップの発信者情報以外の投稿の発信者情報は消失する。これは、上記から管理者である第一審本訴被

告の過失ではない。その立場を明確にするための懲戒事由でもある。

よって、本懲戒事由は、不法行為ではない。

## (2)懲戒事由2－弁護士職務基本規定第76条違反について(審理不尽)

裁判手続の延滞(弁護士職務基本規定第76条違反)については、回答書・懲戒請求の提出(平成26年2月28日)時は、第一審本訴被告に対する仮処分命令申立などの裁判手続はいつさい行われていなかった。第一審本訴原告は、和歌山地方検察庁に対し、告訴状を提出し、後に和歌山県警察岩出署に提出し直したというが、被告訴人は第一審本訴原告が投稿者として特定した■■■■氏(以下■■■■氏)である。(乙第7号証)

第一審本訴被告は第三者であり告訴状の内容がわからないので、和ネットが捜査対象に含まれていたかどうかは、不明である。そのため、告訴状の内容を明確にするため、第一審判決の訴訟の中で、和歌山地方検察庁と和歌山県警察岩出署を相手先として文書提出命令申立を行ったが、裁判官に却下された。(乙第46号証)

第一審本訴被告に対する仮処分命令の申立は懲戒請求の提出(平成26年2月28日)から、約二ヶ月半後の平成26年5月13日である。(乙第6号証)

なお、削除対象となったスレッドは、平成26年3月17日から投稿はストップしたままであった。当時は推定であった■■■■氏の投稿は、平成26年2月5日が最後であった。(乙第41号証、乙第44号証)

その後、平成26年2月10日付けで尾園氏に平成26年2月19日付で第一審本訴被告に、スレッド削除の通知書を送っているが、そのときには、すでに■■■■氏の投稿も終わり、事態も終了していたのである。

このように、第一審本訴原告の動きが後手後手にまわっている実態にしびれを切らせて、第一審本訴被告が、この事由を上記(1)に付け加えて追加したのである。

第一審本訴原告が代理人として、平成26年5月13日仮処分命令申立を行って、平成26年6月24日仮処分決定となり、平成26年7月7日に第一審本訴被告が処置をしたので、問題としては解決していた。第一審本訴被告は、仮処分審尋後、懲戒請求の一部取り下げも含めての検討のため、和歌山弁護士会に平成26年6月23日に懲戒弁護士(第一審本訴原告)に懲戒請求に対する答弁書の閲覧謄写申請を和歌山弁護士会に提出した。(乙第47号証)

そして、平成26年7月22日付で、閲覧謄写は認められないとの回答が和歌山弁護士会から届いた。(乙第48号証)

その翌日7月23日付和歌山弁護士会から対象弁護士を懲戒しないとの決定書が届いた。

(平成26年2月28日から、7月23日までの間、和歌山弁護士会の事情聴取は一度もなかった。)

第一審本訴被告は、その決定に不服であったため、日本弁護士連合会への異議申出書を提出したが、本事由については、不明点はあるが、問題は解決しているとした。(乙第24号証)

つまり、違反であるかどうか以前に、問題が消滅している。そのため、綱紀審査申出書には、当然、裁判手続の延滞は含めていない。(乙第45号証)

懲戒請求の一部取り下げは、懲戒請求に対する答弁書を確認してから、必要があると判断すれば行うつもりだったが、答弁書の閲覧謄写は認められないとの回答とその翌日の決定書で一部取り下げは不可能であった。

それゆえ、懲戒請求時は不法行為でない上、問題が消滅しているにも関わらず、不法行為とするのは、不当である。

(3) 有限会社銀徳吉村公俊って何者? というスレッドについて(事実誤認・法令違背・審理不尽)

争点1の(2)に記述されている判断で、有限会社銀徳吉村公俊って何者? というスレッドについてのスレッド削除についての裁判所の判断が書かれているが、この判断は、懲戒請求書で記載した、上記懲戒事由とはまったく関係がない。

第一審本訴被告が出した懲戒請求の懲戒事由は、上記(1)と(2)だけである。

本判断は、第一審本诉被告が、平成26年2月28日に第一審本訴原告に宛てて送った回答書の内容に関するもの及び、別訴訟である(有)銀徳及び代表取締役 吉村公俊氏が原告で第一審本诉被告を被告に起こした発信者情報開示等請求事件に関するものである。

この裁判所判断にも問題点が下記の通りある。

裁判所判断で、指摘されている、「給料をもらいにいったら領収書じゃなくて借用書にサインさせそうになりました。暴力団でもそんな事しないでしょ？誰か銀徳の吉村公俊って人がどんな人か知りませんか？」という投稿は、■■■■氏の投稿である。(匿名掲示板で、投稿者が経由プロバイダーの個人情報開示を行わなくて判明するのは、非常に稀なケースである。)(乙第44号証

この「暴力団でもそんな事しないでしょ？」という表現については、この表現を抜いても、■■■■氏の主張する「給料をもらいにいったら領収書じゃなくて借用書にサインさせそうになった」という主張は変わらない。この記載する主張の要旨が問題で、常識では考えられないことである。つまり、通常人は、この記載要旨を問題にし、「暴力団でもそんな事しないでしょ？」という表現は、単に主張に修飾を行っているだけという捉え方をする。その修飾方法の問題である。その修飾方法は、■■■■氏の経験から来る■■■■氏の価値観に起因する表現であるので、「表現の自由」に絡む問題である。■■■■氏は、第一審本诉被告の事情聴取で、トラブルの原因が、国から支給される雇用助成金までも、貸付金にしようとして借用書を出してきたと主張し、その(有)銀徳の吉村氏の行動に起因するものである。(乙第19号証)

これが、「暴力団でもそんな事しないでしょ？」と言われれば第一審本诉被告では、判断できないものである

そのため、司法の判断が必要である。このように、特殊な経験から来る独特の価値観で表現を行っている人は、「表現の自由」と「名誉毀損」との衝突が起こりやすい。そのような人の表現には、司法の判断が必要なのは当然である。

この投稿はスレッドトップの投稿なので、削除する場合は、通常の削除ではなくて、投稿者が投稿



を消去するか、管理者が投稿を消去するかの方法を取る。(消去した投稿をスペース(ブランク)で入力する。)全投稿が削除され、空白のスレッドが残ったとしても、和ネットでは問題はない。

スレッドトップの投稿が空白であれば、スレッド自体は意味をなさないが、法的請求権がない投稿だけが存在するのは意味がある。どういう投稿が、法的請求権がないのかの例になるためである。

また、和ネットの掲示板の投稿者は、公衆送信権を持つ。そのため、法的請求権をもたない投稿を仮処分命令などで、削除を行い、後で法的請求権がないものは、原状回復が必要になる。

しかし、データが消失しているため原状回復ができず、投稿者に対して権利侵害が発生する。(送信可能化ができない。)

そのため、法的請求権をもたない投稿が含まれるスレッドは、各投稿単位で削除するのが妥当である。

また標題が名誉毀損であるが、内容には法的請求権がない場合は、標題だけ、削除(修正)をすべきである。すべてを削除するのが、不当であるというのは、この権利侵害が発生するからである。

なお、和ネット掲示板では、各投稿の標題も編集できる。通常はどの投稿に対しての返信かということで、返信先の投稿が付く。その標題を変える投稿者は少ないが、標題を変えて話題を変えようとする投稿者もいる。

つまり、標題に法的請求権があっても、内容に法的請求権がなければ、標題だけ消去すればよい。

要するに、和ネット掲示板はスレッド全体を削除要求するのは妥当ではない掲示板である。

そして、このスレッドは、平成26年3月17日以降の投稿はない。■■■■氏の投稿は2月5日が最後でそれ以降の投稿はない。(乙第41号証、乙第44号証)

つまり、■■■■氏の見論がどういう結果となったのかはわからないが、それ以降は投稿する必要性がなくなったのである。しかし、それ以降もスレッドには■■■■氏以外の投稿者の投稿が投稿されていたが、これ以上の事態の拡大に対してこれらの法的請求権のない投稿が、抑止力になったわけで

ある。

そのため、これらの投稿を含めて全体を削除するのは、不当だと主張しているのである。

つまり、この裁判所判断の考え方は、合理性がないとしか言い様がない。

## 2. 争点2(本件記事の掲載が不法行為に該当するか)について

(1)スレッド「あすか綜合法律事務所(和歌山市)の弁護士に対する懲戒請求」の開設(事実誤認、審理不尽)

このスレッドは、基本的には、第一審本訴原告を懲戒請求したことについて、懲戒請求書をもとに、広く、意見を求めるために場を作ったわけである。そのため、正確な判断を行ってもらうために、第一審本诉被告は、懲戒請求書だけでなく、提出した書類、受領した書類は、第一審本诉被告が有利、不利に関係なく公開している。

第一審本诉被告の主張が、すべて正しいとは思っていないので、間違ったことを指摘する意見を含めて意見をもらいたかったわけで、場(スレッド)を開設、書類の公開を行ったのである。

第一審本诉被告が指摘している問題は、被第一審本诉被告に限って起こる問題ではなく、他の弁護士でも起こる問題である。弁護士は公益性の高い職業である。そのために和歌山弁護士会に問題提議したという側面も強い懲戒請求書である。

第一審本诉被告は、一審判決の訴訟に関する書類も、広く、意見を求めるために、提出した書類、受領した書類は、第一審本诉被告が有利、不利に関係なくすべて公開している。第一審本訴原告は、第一審判決に関わった訴訟書類についても、第一審本诉被告が公開していることについて名誉毀損として問題にしていた。

しかし、第一審判決では、具体的な名誉毀損部分が不明であるとして棄却されている。

この懲戒請求に関わる書類、第一審判決に関わる訴訟に関わる書類の公開は、懲戒請求手続き、裁判手続きが公平に行われているか、広く、国民の目で見るとともに意義がある。

上記より、懲戒請求の公開、意見を募るスレッドの開設、書類の公開は、公益性、公共の利害を十分に持つため、不法行為にはあたらない。

(2) スレッドの削除を求められたため、懲戒請求の公開は、対抗手段だという認定(事実誤認)

第一審判決の裁判官の山下隼人裁判官は、別訴訟である和歌山地裁 平成26年10月29日判決言渡の平成26年(ワ)第396号 発信者情報開示等請求事件の裁判官であった。

この事件は、原告が、有限会社銀徳(以下 銀徳)及び代表取締役 吉村公俊氏(以下 吉村氏)であって、被告が第一審本訴被告で原告側代理人が第一審本訴原告であるが、当事者は、吉村氏と■■■■氏及びスレッドでの投稿の投稿者である。

また、第一審判決の訴訟では、原告が第一審本訴原告で被告が第一審本訴被告であったが、被第一審本訴被告が平成26年5月29日に申立て、平成26年7月31日に仮処分決定が下りた、スレッド削除に関する仮処分の本訴として、第一審判決の訴訟が係属されたため、当事者は、第一審本訴被告と第一審本訴原告及びスレッド投稿者となった。つまり、原告、被告、代理人、当事者が複雑に入り組んだことになった。

裁判所は、「被告は、原告らから本件スレッドの削除を求められたことに対する対抗手段として、原告らに対する本件懲戒請求及びこれを公表する本件記事を掲載したことは明らか」としているが、もし、平成26年(ワ)第396号 発信者情報開示等請求事件の原告である銀徳及び吉村公俊氏が、プロバイダ責任制限法ガイドラインに沿った送信防止措置依頼書を第一審本訴被告に送付すれば、プロバイダ責任制限法ガイドラインに沿って判断し、侵害情報の取り扱いを回答書を送付して回答するので、裁判所の判断は、明らかに事実誤認である。もちろん、第一審本訴原告にも、回答書を送付しているから、本件スレッドの削除を求めるのと、懲戒請求と懲戒請求書の公開とは関係がない。

懲戒請求を出したのは、「和歌山地方検察庁宛告訴状を提出済み」の上に、「法的措置を採らせて頂きます」という法的措置をちらつかせた要求であったからである。

また、(1)の通り、懲戒請求書の公開は、公益性、公共の利害のためである。懲戒請求書の公開をもって、広く意見を集めたいという意図でもあった。また、公開は懲戒請求書だけでなく、第一審本诉被告が、和歌山弁護士会、日本弁護士連合会に提出した書類、和歌山弁護士会、日本弁護士連合会から、受領した書類も第一審本诉被告の有利、不利に関係なくすべて公開している。つまり、弁護士法で規定された、懲戒請求の手続きが、公正、公平に行われているのか、国民の目から確認をすることを意図して、公開している。これは、まさに、公益性、公共の利害に該当するものであり、違法性阻却事由に当たる。

上記より、懲戒請求書の公開は不法行為には当たらない。

### 3.争点3(原告の損害)について(事実誤認)

第一審本訴原告は、懲戒請求の弁明書の作成のために、損害を被ったと主張し、一審判決ではそれが認められているが、第一審本诉被告は、和歌山弁護士会に弁明書の閲覧謄写申請を行ったが、和歌山弁護士会から、却下されている。(乙第47号証、乙第48号証)

そのため、弁明書の具体的な内容については不明であり、その存在も不明である。また、インターネットに懲戒請求書が公開されたことによって、社会的信用を大きく損ねたと主張し、第一審判決では、それを認めているが、第一審本诉被告は、自分の有利、不利に関係なく懲戒請求書だけでなく、和歌山弁護士会の議決書、決定書、日本弁護士会の議決書等も含め、懲戒請求に関する提出書類、受領書類は、すべて公開している。第一審本诉被告は、公開については、中立の立場を守り、公開している。また、広く意見を求める場をつくり、第一審本诉被告に対して、有利、不利に関係なく、広く意見を求めている。そのため、被告訴人の社会的信用を大きく損ねるとは考えられない。

第一審本诉被告は、第一審本訴原告からの平成26年2月19日付の内容証明による通知書(以下平成26年2月19日付通知書)を受け取った後、和ネット上で公開して、投稿者に判断を委ねところ、「和歌山地方検察庁に告訴状を提出済み」という記述に触発され、投稿者がスレッド内の投

稿を自主削除し始めて、23投稿中、11投稿が投稿者の自主削除となり、その中に、捜査機関の捜査権侵害(証拠隠滅)の可能性がある投稿も含まれていたもので、第一審本訴被告の立場を明確にするために、和歌山弁護士会に懲戒請求書を出し、それを公開した。(乙第4号証)

これは、第一審本訴被告がもともと捜査機関の捜査権侵害を行う意思がないし、過失もないという立場を明確にするための正当な防衛行為でもある。正当な防衛行為については、違法性阻却事由であるので、たとえ、原告に損害が発生したとしても、損害賠償の責任はない。

4. 争点4(原告の被告に対する記事の削除及び記事の掲載等の差止めを求める請求の当否)について(事実誤認)

(1)和ネットニュースの記事については、平成26年2月28日に書かれたもので、当初は対象に入っていなかった。第一審本訴原告が平成26年12月9日に訴え変更申立を行い追加されたものである。(乙第47号証)

この記事についても、広く意見を求めるために、意見を投稿できるスレッドのURLをリンクさせている。和ネットニュースの記事には、第一審本訴被告が平成26年2月19日付の内容証明による通知書に疑問を呈している内容も含めており、広く意見を求めているのは明白である。

同様に和ネット掲示板のスレッドは、広く意見を求めるための場である。懲戒請求書及び、和歌山弁護士会から受け取った書類、第一審本訴被告が提出した書類は、広く意見を求めるために、第一審本訴被告の有利不利に関係なく公開して、広く意見を求める資料としている。また、これらの資料は、和ネットライブラリーで時系列にリンクを並べて、弁護士懲戒制度の流れを理解しやすくしている。これは、国民の目で、弁護士懲戒制度が、公正な手続きで行われているかチェックするためである。これは、まさに公益性、公共の利害のためである。

(2)第一審本訴被告の意見は、懲戒請求書、補足資料、答弁書、準備書面の公開で、第一審本訴原告に対する意見は反映できるとして、極力、事実のみの掲載を行っていた。また、広く、意見を求めるために、意見を投稿した投稿者に対してのコメントは投稿していたが、それ以外の投稿は

差し控えていた。

そのため、中立的な投稿しか行っていない。法律論的な投稿は行っているが、あくまでも中立の立場で行っていた。このように、常に中立的立場で事実を中心に投稿を行っていたので、被控訴人が、記事の掲載の差止を請求する理由がない。

#### 6. 争点5(本件告訴が不法行為に該当するか)について(事実誤認)

懲戒請求制度は、懲戒の事由があると思料するときは、何人でも弁護士または弁護士法人に懲戒を求めることができると弁護士法58条には明記されている。1. より、懲戒請求書提出は理由がある。そして、2. より、懲戒請求書の公開は、懲戒請求制度が、公正、公平に運用されているのか、国民の目で見えるための公開であるので、公益性、公共の利害に関するものであるので、本件についての告訴には理由がない。そのため、名誉毀損罪(刑法230条)ならびに信用毀損罪及び業務妨害罪(刑法233条)には当たらない。よって、第一審本訴原告の本件告訴は、不法行為に該当する。

#### 7. 争点6(本訴事件の訴えの提起が不法行為に該当するか)について(事実誤認)

弁護士及び、弁護士法人は、監督官庁が存在しない。その代わりに、弁護士会は、弁護士、弁護士法人の指導、及び連絡、監督に関する事務を行うことを目的とすると弁護士法第31条で定められている。

第一審本訴被告は、和歌山弁護士会に懲戒請求を出している。和歌山弁護士会は、懲戒請求によって、弁護士、弁護士法人に懲戒を行うことだけが目的で設立された団体ではない。この懲戒請求提出は、1.より、理由がある。和歌山弁護士会がこの懲戒請求によって、必要な指導、監督を行えば、第一審本訴被告は、懲戒請求の問題が解決したとして取り下げするべきものである。つまり、懲戒請求は、和歌山弁護士会に対して行ったものである。第一審本訴被告は、弁護士法58条に沿って、和歌山弁護士会に第一審本訴原告の懲戒請求を出し、和歌山弁護士会の判断を仰いでいた。そして、2. より懲戒請求書の公開は、懲戒請求の手続きが、公正、公平に行われ

ているのか、国民の目で確認することを意図して、公開していた。つまり、公益性、公共の利害に関するものであるので、十分に違法性阻却事由があるものである。第一審本訴原告の本件事件の訴えは、和歌山弁護士会を無視した、この弁護士法第31条及び、第58条に反する行為である。そのため、本訴事件の訴えの提起は不法行為に該当する。

#### 7.争点7(被告の損害)について(審理不尽)

1.、2.より、本件懲戒請求は、理由があり、本件記事の掲載は公益性、公共の利害に関するもののなので、第一審本訴原告の本訴事件の訴えは、著しく相当性を欠くのは明らかである。

本訴事件の訴えの提起という不法行為によって、基本的に第三者である第一審本訴被告は、無駄に時間を費やし、本来の業務である電気通信事業及びサイト作成、コンピュータ全般に渡る技術コンサルティング、コンテンツ作成のための取材等に大きな損害を受けている。

#### 8.その他(法令違背)

第一審本訴原告は、2回の訴えの変更の申立(請求の追加)を行って、スレッド削除、投稿の削除請求の訴えを追加して請求の拡張を行っている。(乙第49号証)

しかし、その対象のスレッド、投稿の訴訟物の価額は訴え変更申立書では、未記載である。つまり、訴訟物の価額は、訴え変更申立書では、不明である。

つまり、価額が不明なスレッド、投稿に対してのスレッド投稿削除請求は、明らかに失当である。

本訴訟は、平成26年(ヨ)第37号仮処分申立事件の本訴となっている。(乙第50号証、乙52号証)

仮処分決定では、第一審本訴原告に対して50万円の担保を建てさせて、3つのスレッドに対して、第一審本訴被告に対して削除を行うことを命じる決定が出たが、本訴である一審判決では、2つのスレッドと1つのスレッドの投稿の一部の削除が認められなかった。第一審本訴被告はすでに仮処分決定に従って、処置を行って削除をしている、(乙第51号証)

そのため、原状回復は不可能であるので、和ネットに損害が発生している。その価額が、不明であるなら、和ネットの損害額に大きな影響を与えるのは必須である。当然、これは、失当である。

このように、失当にもとづいた第一審判決であるのは、明確であるので、第一審判決に重大な瑕疵がある。

このため、第一審判決は、無効判決と言わざる得ない。

### 第3 結論

よって、第一審本訴被告らは、控訴状の「控訴の趣旨」どおりの判決を求める。